

報告第6号

損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり中札内文化創造センター敷地内における物損事故に係る損害賠償額を決定することについて専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 損害賠償額 46,490円
- 2 相手方
- 3 専決年月日 令和6年10月4日